

各 頁 終	各 頁 始
<p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断すること) をいう。以下同じ。) を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすことができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準</p> <p>建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで (等級1への適合判定にあつては⑥) に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表1の(イ) 項に掲げる軸組の種</p>	<p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断すること) をいう。以下同じ。) を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすことができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準</p> <p>建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで (等級1への適合判定にあつては⑥) に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表1の(イ) 項に掲げる軸組の種</p>

類に於いて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表(等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表2を、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。)」に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表1

(い)	(ろ)
軸組の種類	倍率
昭和56年建設省告示第1100号(以下この欄において「告示」という。)別表第1の(4)、(5)又は(12)の(い)欄に掲げる材料(5)にあつては、 <u>構造用パーティクルボード及び構造用MDFを除く。</u> )を、(ろ)欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組(壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合にあつては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さがある横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁(ただし、告示別表第1の(12)の(い)欄に掲げる材	昭和56年建設省告示第1100号別表第1(は)欄に掲げる数値に0.6を乗じた数値に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値

類に於いて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表(等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表2を、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。)」に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表1

(い)	(ろ)
軸組の種類	倍率
昭和56年建設省告示第1100号(以下この欄において「告示」という。)別表第1の(1)、(2)又は(9)の(い)欄に掲げる材料を、(ろ)欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組(壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合にあつては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さがある横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁(ただし、告示別表第1の(9)の(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあつては、 <u>同表第1</u> (ろ)欄に掲げ	昭和56年建設省告示第1100号別表第1(は)欄に掲げる数値に0.6を乗じた数値に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値

料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあつては、同表（ろ）欄に掲げる方法によつて、当該端部を厚さ 3 cm 以上で幅 4 cm 以上の木材を用いて柱にくぎ（日本工業規格 A 5508—2005（くぎ）に定める N 75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm 以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）

(略)

表 2・表 3 (略)

②～⑥ (略)

へ・ト (略)

(4) (略)

1—2～11—2 (略)

る方法によつて、当該端部を厚さ 3 cm 以上で幅 4 cm 以上の木材を用いて柱にくぎ（日本工業規格 A 5508—2005（くぎ）に定める N 75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm 以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）

(略)

表 2・表 3 (略)

②～⑥ (略)

へ・ト (略)

(4) (略)

1—2～11—2 (略)